

第2回 政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議 事項書

令和8年5月14日
601特別委員会室

- 1 各会派から提出された意見等について
- 2 今後の進め方について
- 3 その他

＜配付資料＞

- 資料1 各会派から提出された意見
- 資料2 政務活動費ガイドラインにおける各会派提出意見等の整理
※別紙1～別紙3あり
- 資料3 国会における調査研究広報滞在費及び立法事務費について

政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議

各会派から提出された意見

(会派名) 新政みえ

意 見
《見直しの意見》 ・ 近年の物価や燃油価格の高騰を鑑みて、23 円/ℓを見直してはどうか ・ モバイル端末（P Cやタブレット等）への損害保険について計上できるようにしてはどうか

意 見

《見直しの意見》

1. 会派分と個人分の区分のあり方の見直しについて

現行制度における会派分と個人分の区分は、実務上その境界が不明確な場面が多く運用の煩雑さを招いている。

特に会派分は、会派ごとの運用ルールのばらつきや返還率の高さから、政務活動費本来の役割を十分に果たせていない状況にある。

また、議員活動は会派と個人が一体的に行われることが多く、現行の区分の必要性については再検討が必要である。

については、実態に即した柔軟かつ効果的な活用が可能となるよう、区分の見直しを行うべきと考える。

2. 動画・SNSを活用した広聴広報費の明確化について

近年、議員活動における広聴・広報の手段として、動画配信やSNSの活用は不可欠なものとなっている。

一方で、これらの経費は既に政務活動費として計上されている実態があるものの、その位置付けは必ずしも明確ではない。

については、適切な活用を促進する観点から、動画制作費やSNS運用に係る経費について、政務活動費の対象として明確に位置付けるべきである。

3.

国会における「調査研究広報滞在費」と「立法事務費」は、三重県議会における「個人分」「会派分」に相当する制度であり、近年の透明性強化の観点からの改正内容は極めて参考になる。

よって、三重県議会におけるガイドライン見直しにあたり、これら国の最新制度を積極的に調査・研究し、参照すべきである。

4.

政務活動費の現行制度では、個人分の総額 216 万円のうち、人件費や事務所家賃など、事務費経費に充てられる上限は2分の1を超えない 108 万円までと記憶している。この上限（108 万円）を見直し、より柔軟に活用できるよう引き上げるべきではないか。

5.

近年、ガソリン価格は原油価格などの影響により大きく変動しており、地方においては自家用車での移動が不可欠であることから、議員活動にも直接影響を及ぼしている。

しかし、現行制度は基準が固定的で、実勢価格との乖離が生じやすく、実態に即した経費計上が難しい状況にある。

このため、ガソリン代については公表されている平均価格等の客観的指標に連動させたり、定期的な見直しや急激な価格変動への柔軟な対応が可能な仕組みを導入すべきである。

6. 文化振興に係る政務活動費の取扱いについて

文化振興に関する政務活動においては、美術館や博物館などの入場料については計上が認められている側面がある。

一方で、演劇や舞台等の鑑賞に係る入場料については取扱いが明確ではなく、判断にばらつきが生じる可能性がある。

については、文化振興の観点から、演劇や舞台等の入場料の取扱いについても、政務活動費の対象として整理・検討すべきである。

意 見
《見直しの意見》 ・会派総会、研修会、会議開催時の議員の食事代は政務活動費に計上しないこととなっているが、政務活動に係る会合及びそれに連続した懇親会での飲食の場合は、可としたい。 ・事務所費の按分割合 2 分の 1 制限の見直し。

※草莽、公明党、日本共産党、参政党は、意見なし

政務活動費ガイドラインにおける各会派提出意見等の整理

政務活動費ガイドライン（令和 8 年 3 月版）の目次

はじめに

I 政務活動費の交付制度

- 1 地方自治法の改正
- 2 条例の制定
- 3 政務活動費とは

II 透明性の向上に向けた取組

- 1 使途の透明性を求める動き
- 2 本県議会における自発的な研究
- 3 すべての領収書等を公開する条例改正
- 4 より具体的な使途基準
- 5 議員個々による情報公開

III 政務活動費の実務

- 1 概 要
- 2 具体的な事務の流れ
- 3 収支報告書に添付する証拠書類等

IV 使途基準

- 1 使途基準について
- 2 政務活動費を支出することが不適切と考えられる例
 意見・検討事項あり
- 3 按分に係る経費の取扱い
- 4 旅費の運用について 意見・検討事項あり
- 5 政務活動費の支出の可否 意見あり
- 6 記載例等

V 海外政務活動参考資料

外国旅行の旅費の取扱いについて（総務部長通知）

※以下、意見・検討事項がある項目を抜粋し、意見等を整理

IV 使途基準

1 使途基準について

政務活動費の使途基準は、施行規程第5条により別表に定められています。

2 政務活動費を支出することが不適切と考えられる例

(1) 政務活動費を充当するのに適さない例

(参考資料：平成25年2月19日 全国議長会資料)

【検討事項】

現在のガイドラインでは、平成25年2月に全国都道府県議会議長会から示された「政務活動費の運用に係る考え方」を参考としているが、平成25年以降の政務活動費を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成30年2月に同議長会から、各都道府県議会における政務活動費の運用に際してのガイドラインとして整理したものとして、改めて「政務活動費の運用に係る考え方」が示されており、「政務活動費を充当するに適さない例」についても「政務活動費の対象とするのに適さない例について」として内容が更新されている（別紙1参照）が、＜三重県議会決定事項＞も含め、改めて三重県議会としての内容を検討する必要があるか。

具体例

① 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例：・党活動、党大会への出席

- ・県連（政党等）活動
- ・政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等の経費
- ・政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む）
- ・党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・政党、会派の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費

② 選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例：・衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成経費

- ・上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等）

③ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例：・後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等の経費

- ・後援会活動としての報告会等の開催経費、後援会主催の県政報告会経費

④ 私的活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例：・団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席

- ・慶弔餞別費等（病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費）

- ・冠婚葬祭への出席費用（葬儀・祝賀会・結婚式・祭り・祭祀・祭礼等）
- ・宗教活動経費（檀家総代会・報恩講・宮参り等）
- ・観光・レクリエーション・私的な用務等による旅行経費
- ・親睦会等のための経費
- ・議員個人の私的な目的のために使用する経費

⑤ 飲食・会食を主目的とする各種会合の出席費用の支出

⑥ バー・クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費

⑦ 議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席費用の支出

⑧ 公職選挙法やその他の法令等制限に抵触する事項に係る経費の支出

例：公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、食事の提供）

⑨ 事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出

⑩ 政務活動に使用する自動車の購入、修理点検費の維持費への支出

⑪ 政務活動に直接必要としない備品等の購入、リース代への支出

例：絵画、冷蔵庫、衣服等

<三重県議会決定事項>

①に関連して

党主催の行事であっても、一般県民を対象とした講演会等、政務活動に資する内容のもので、かつ説明責任をしっかりと果たせるものであれば、政務活動費へ計上できます。

⑤、⑥に関連して

会食を伴う懇談会等の参加負担金は、政務活動費に計上しないこととします。

ただし、会議部分のみの負担金が領収書に明示されている場合は、その部分についてのみ計上できます。

なお、これまでのガイドラインでは、挨拶、会食やテープカットだけの出席費用は、政務調査費を充当するのに適しないとしてきましたが、今回の法改正により全国議長会の「政務活動費を充当するのに適さない例」から削除されました。

本県においては、従来から行事出席の際には意見交換等が行われており、今後も県民意思の把握（条例第2条）に寄与しない行事への出席は想定されないことから、あえて適さない例には記載しないこととします。

【会派提出意見】

会派総会、研修会、会議開催時の議員の食事代は政務活動費に計上しないこととなっているが、政務活動に係る会合及びそれに連続した懇親会での飲食の場合は、可としたい。

（自民党県議団）

⑪に関連して

備品とは三重県会計規則の規定（購入価格が5万円以上のもの。ただし、P C、サーバ及び外付け型記憶装置は金額にかかわらず備品になります。）によるところとするが、備品購入については、所有権や備品管理等複雑な問題が多く、社会通念上高額と認められる物品等の取得経費は、資産形成のための支出とみなされる恐れがあることから政務活動費への計上は慎重に判断することとし、どうしても必要な場合は、所有権や備品管理等の問題が発生しないリース契約が望ましい。

○政務活動費に計上できる備品

- ・政務活動に直接必要な事務用機器に限る
- ・汎用機種とし、極端に高価なものを除く

○リース契約の場合

- ・政務活動での使用頻度により按分
- ・リース契約書の写しを証拠書類として収支報告書に添付

○購入の場合の計上方法

- ・所得税法上の耐用年数を議員残任期で月数按分し、かつ政務活動での使用頻度により按分する。
- ・政務活動費への計上月数未満で議員を辞する場合又は、当該備品を処分する場合は、政務活動費計上額のうち残月数相当額を返還することとする。ただし、購入月、辞職月又は処分月は使用していたものとみなす。

(例)	任 期	R元. 4～R5. 4	}
	購入時期	R3. 7	
	議員の残任期	22ヶ月 (R3. 7～R5. 4)	
	購入金額	100,000円	
	耐用年数	4年 (48ヶ月)	
	政務活動での使用頻度	50% の場合	

ア. R3年度政務活動費計上額

$$100,000円 \times 22ヶ月 / 48ヶ月 = 45,833円$$
$$45,833円 \times 50\% = 22,916円 \cdots \text{計上額}$$

イ. R4. 10議員辞職した場合

$$22,916円 \times 6ヶ月 / 22ヶ月 = 6,249円 \cdots \text{返還額}$$

○購入の場合の留意点

- ・政務活動費で備品を購入した場合は、会派及び議員において台帳（参考様式第2）により整理し、写しを議長に提出する。
- ・会派及び議員は、政務活動費を充当して購入した備品を処分等する場合は、その旨を議長に届け出ることとする。
これは、耐用年数を経過した場合であっても同様とする。
- ・政務活動に必要な備品が生じた場合は、所有権の問題が発生しないリース契約が望ましい。
- ・備品を購入していた議員が改選により再選した場合、その備品の耐用年数の残存期間があつたとしても、その年度に残存期間分の経費を計上することはできません。

※参考様式等 （略）

(2) 会費として支出するのに適さない例

(参考資料：平成25年2月19日 全国議長会資料)

【検討事項】

現在のガイドラインでは、平成25年2月に全国都道府県議会議長会から示された「政務活動費の運用に係る考え方」を参考としているが、平成25年以降の政務活動費を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成30年2月に同議長会から、各都道府県議会における政務活動費の運用に際してのガイドラインとして整理したものとして、改めて「政務活動費の運用に係る考え方」が示されており、「会費として支出するのに適さない例」についても内容が更新されている（別紙2参照）が、改めて三重県議会としての内容を検討する必要があるか。

具体例

- ① 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費
- ② 個人の立場で加入している団体などに対する会費等
例：町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブ会費等で議員個人に本来帰属する会費
- ③ 党（県連）本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等
- ④ 議会内の親睦団体（議員野球部、ゴルフ倶楽部等）の会費
- ⑤ 他の議員の後援会や祝賀会、政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費
- ⑥ 宗教団体の会費
- ⑦ 冠婚葬祭の経費
例：結婚式の祝儀・会費、香典、祝賀会の会費、祭り・祭祀・祭礼の経費等
- ⑧ 親睦または飲食・会食を主目的とする各種会合の会費
- ⑨ 意見交換を伴わない会合の参加費

(3) その他

＜三重県議会決定事項＞

- ① 会派総会、研修会、会議開催時の議員の食事代は政務活動費に計上しないこととします。

なお、研修会への招聘講師等の食事代は計上できるものとします。

また、選挙区内での県民への食事等の提供については、公職選挙法に留意してください。

- ② 政務活動中の議員の食事代は、政務活動費に計上しないこととします。

【会派提出意見】

(再掲)

会派総会、研修会、会議開催時の議員の食事代は政務活動費に計上しないこととなっているが、政務活動に係る会合及びそれに連続した懇親会での飲食の場合は、可としたい。

(自民党県議団)

3 (略)

4 旅費の運用について

(1) 旅費の支出基準

政務活動費による旅費の支給基準については、公費出張との整合性を図るため、「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の支出基準を参考にするものとします。

なお、行程及び料金については、政務活動の実態に応じた行程及び料金とします。

① 鉄道賃、船賃、航空賃、バス運賃・・・実費とします。

② 宿泊料・・・上限付き実費とします。

※ 上限額は、「国家公務員等の旅費支給規程」の基準額別表第二の一表の区分の欄に掲げる地域に応じ、それぞれ同表の職務の級が内閣総理大臣等の欄に掲げる額となります。

③ 宿泊手当・・・2,400円/夜

※ 宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用として、「国家公務員等の旅費支給規程」の別表第三の一の表に掲げる額(2,400円)となります。

ただし、次の場合は額が減額されます。

宿泊費について、朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合・・・別に定める額の3分の2(1,600円)

宿泊費について、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合・・・別に定める額の3分の1(800円)

④ タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代・・・実費とします。

※ タクシー代は、目的地内を移動するために特に必要とする場合に利用することができます。なお、目的地内とは行き先の市町村内、東京都の場合は23区内です。

＜タクシーの利用例＞

- ・他に利用できる交通手段がない、または他に交通手段があっても運行本数が少なく、タクシーを使わないと政務活動に支障が生じる場合
- ・訪問箇所が多数あり、時間的にタクシーを使わないと政務活動に支障が生じる場合
- ・その他、タクシーの利用を相当とする合理的理由がある場合

⑤ 車賃・・・23円/キロメートルとします。

※ 自家用車を使用した旅費の計算に使用します。移動距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて計算します。

【会派提出意見】

近年の物価や燃油価格の高騰を鑑みて、23円/キロを見直してはどうか

(新政みえ)

近年、ガソリン価格は原油価格などの影響により大きく変動しており、地方においては自家用車での移動が不可欠であることから、議員活動にも直接影響を及ぼしている。

しかし、現行制度は基準が固定的で、実勢価格との乖離が生じやすく、実態に即した経費計上が難しい状況にある。

このため、ガソリン代については公表されている平均価格等の客観的指標に連動させたり、定期的な見直しや急激な価格変動への柔軟な対応が可能な仕組みを導入すべきである。

(自由民主党)

※政務活動費による旅費の支給基準については、公費出張との整合性を図るため、「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の支出基準を参考にすることとされており、政務活動費における車賃の支出基準を見直す場合には、その基本的な考え方との整理が必要である。なお、同条例では、旅費の支給に関しては、一般職に属する県職員の例によると規定しており、23円/キロメートルという基準は、「職員等の旅費に関する条例施行規則」に基づくものである。

【参考：三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の基準】

① 鉄道賃、船賃、航空賃・・・実費

② 宿泊費・・・上限付き実費支給

③ 宿泊手当・・・宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用（一夜あたりの定額）

④ その他の交通費（バス運賃、タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代）・・・実費

※ タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代は、公務のため特に必要とするものに限る。

⑤ その他の交通費（車賃）・・・23円/キロメートル

※ 1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

旅費の支出については、一定の基準で整理されていることが望ましく、年度を通じて同一の運用をすることが望ましい。

(2) 旅費の支出時の注意点

① 重複受給の禁止

当然ですが、公費から旅費の支給があった日に、重複して政務活動費から旅費を支出することはできません。

具体例として、次のようなものが重複受給となります。

例：公費から支出されている行程と重複する分の交通費

(3) 旅費の支出に係る事務処理

旅費については、個別の公共交通機関の領収書に替えて、旅費等支出計算書を添付することとし、1行程に係る経費を1件とみなして整理します。

なお、自家用車利用にあつては、移動距離を明らかにする必要があることから、その妥当性を確認できる程度に、行き先が複数あつても記載するものとします。

※ 旅費等支出計算書の様式については規程第10号様式の必要な項目が含まれている場合は、一部を変更して作成できることとします。

さらに、政務活動内容の透明性を確保するという観点から、県外かつ宿泊を伴う政務活動については、「政務活動報告書」（公費出張の「復命書」に相当）を作成し、添付することとしています。

(4) 海外政務活動

政務活動費を使用した海外への政務活動については、高額な支出になることに鑑み、他の自治体では、支出不可としているところもあります。

本県では、禁止項目としていませんが、一定の基準が必要と考えられます。

また、運用に際しても、費用対効果の観点から、慎重な判断が求められます。

① 海外への政務活動が認められる要件について

これまでの政務調査費では、全国議長会事務局が平成20年1月に作成した議会職員執務資料シリーズNo.409「政務調査費について（橋本勇弁護士）」に、町づくりや景観の保護に関する海外視察調査の判例（旧法：徳島地裁H.16.1.30）をもとに説明が以下のように記載されています。

認められる例としては、現地へ行って、現地の日本大使館で「なぜ、そういうふうな町づくりが進んでいるのか。あるいは、その国全体でそういう景観の保護というのはどの程度になっているのか。」など、いろいろな状況説明を聞いてから、あるいは少なくとも視察先の自治体の職員から町づくりの基本的な考え方の説明を聞いてから、現地を見ていること。

認められない例としては、現地の日本大使館などでの説明、あるいは現地の自治体職員の説明を聞かず、直接、観光地を視察して、通訳を介して現地の人の説明を聞いてくる。もしくは、単にパンフレットをもらってくる、というだけでは私的な観光旅行と判断される。また、海外視察の日程表を見て政務調査と判断することは困難である、というような場合、どちらかという遊びに行ったと判断される。

【検討事項】

現在のガイドラインでは、全国都道府県議会議長会が平成20年1月に作成した議会職員執務資料シリーズNo. 409を考え方の参考としているが、平成30年6月に同議長会が作成した議会職員執務資料シリーズNo. 475「政務活動費等の判例と実務」や、平成30年12月に同議長会が作成した「政務活動費の運用に係る考え方」にも、海外政務活動について参考となる内容が掲載されている（別紙3参照）ため、それらの内容を踏まえ、改めて海外政務活動の考え方について検討する必要があるか。

② 議員分、会派分を問わず、事前に海外政務活動計画書を議長に提出します。 （参考様式3を参照）

また、帰国後には海外政務活動結果報告書（報告様式は任意）を議長に提出し、その後なるべく早期に公開の報告会を実施することとします。（平成21年度以降）

- ・ 海外政務活動計画書及び報告書は、収支報告書と同様に閲覧対象となります。
- ・ 海外政務活動計画書及び報告書は、議長に提出され、議長が了承した後から情報公開の対象文書となり、開示請求により年度途中でも県民に公開となります。

③ 海外における活動費用の基準について

航空旅客運賃は実費とし、ビジネスクラスを上限とする。

宿泊費、宿泊手当等については、令和7年3月31日付け総務部長通知の「外国旅行の旅費の取扱いについて（通知）」を参考とする。

また、政務活動以外の日程が含まれる場合は、厳密な費用の按分が必要となります。

5 政務活動費の支出の可否

(1) 旅費

① 経費充当の優先順位

政務活動費による経費の充当は実際に要した経費への充当が原則になりますので、優先順位は最後位になります。公費との重複はもちろんのことですが、その他の企業や団体などから経費が支給されている場合は、政務活動費に計上することはできません。

また、自宅から自宅へ戻るまでの行程は、公務の起点から終点までに公費を充当し、政務活動の起点から終点までに政務活動費を充当することとします。

(例1) 議会開会日など、公費が支給されている日の夜に津市以外の場所で研修会等があり、それに参加する場合の旅費等については、自宅から公務終了の議事堂までが公務、議事堂から研修会に参加し自宅へ戻るまでが政務活動費となります。

(例2) 座談会や講演会等で講師、パネリストなどとして招かれた場合、相手方から謝金等の名目で経費が支給されている場合は、旅費等を含めて原則支給不可。ただし、受領額が実際の行程に即して算出した額より少ない場合は、当該差額を充当できます。

(例3) 同一日に会派の政務活動と個人の政務活動があった場合、どちらを優先するかという基準はありません。一方を基準として支給額を計算し、もう一方を差額充当とします。会派でどちらを優先するかの基準を設けることとします。

② 宿泊費の実費加算

宿泊費の支給額は、上限付き実費です。実際の宿泊費が、これ以上であったとしても、原則として加算は認められません。ただし、個人での選択の余地が無い場合は、加算が認められます。

(例1) 研修会等で主催者側から宿泊先が指定されている場合は、差額を加算できます。ただし、あまりにも高額な場合は、その研修会等への参加の必要性を問われる可能性がありますので、注意が必要です。

(例2) 天災等を除き、「急に宿泊を要することとなり、宿泊したところがたまたま高かった」などの理由は認められません。

③ 前後泊の支出

天災等で交通機関が停止している等、物理的に帰宅が困難な場合及び政務活動が早朝から始まる、又は深夜に及ぶなどして、健康管理面等、社会的、合理的に社会通念上、認められる場合で、説明責任がしっかり果たせる場合にのみ政務活動費に計上することができます。

なお、会議等（政務活動）のあとで懇親会があり、帰宅できなかった場合などは実際に宿泊していても政務活動費に計上することはできません。

④ 視察先への手土産

原則として1訪問先に付き、3,000円(税別)を目安とします。この金額を超える場合は、領収書の余白に理由を記載します。

なお、「相手先の人数が多いから」などは理由になりません。

(2) 人件費、事務所費等の支出の際の注意事項

人件費や事務所費の支出については、支出している相手方の所得として計上されている必要がありますので、十分に注意が必要です。

契約書や受領書(又は振込書控え)など、関連書類は慎重に整理、保管をしてください。なお、雇用契約書及び事務所賃貸借契約書の写しは収支報告書に添付する必要があります。

また、政治団体と按分した場合は、政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書にも計上されている必要があります。

(3) 広聴広報費の支出の際の注意事項

広報紙(ホームページ含む)の作成費(維持管理費の経費を含む)の計上については県民等への一方的な報告のみでなく、政務活動の趣旨から県民等の意見を受け入れる紙面等を併せ作成することが望ましいと考えます。

また、広聴広報費として計上できる程度については、政務活動に係る部分の紙面(画面)割等で適切に按分をすることが必要です。

【会派提出意見】

動画・SNSを活用した広聴広報費の明確化について

近年、議員活動における広聴・広報の手段として、動画配信やSNSの活用は不可欠なものとなっている。

一方で、これらの経費は既に政務活動費として計上されている実態があるものの、その位置付けは必ずしも明確ではない。

ついては、適切な活用を促進する観点から、動画制作費やSNS運用に係る経費について、政務活動費の対象として明確に位置付けるべきである。

(自由民主党)

(4) 年度を越える雑誌等購読契約の一括前払い

政務活動費も公金から支出されるものであり、原則として会計年度独立の原則に準じた取扱いが求められるところですが、雑誌等の定期購読契約の中には、複数年の購読契約を行い、その経費を一括前払いすることにより、通常より低廉な価格で購読できるものがあります。

これらについては、購読契約期間が議員の任期内であり、かつ一括前払いすることにより低廉な価格で購読契約できる場合に限り、当該購読料への政務活動費の充当を可能とします。

(5) 要請陳情等活動費の考え方について

会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費を指します。

「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動などを想定しています。

「住民相談」は、住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」とは区別しています。なお、相談の内容は政務活動の趣旨に沿ったものであることが必要です。

「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含むものです。

(6) 会議費の考え方について

会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費、及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費を指します。

会派又は議員が行う「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議や打ち合わせも含まれます。

「住民相談会」は会議として開かれるもので、個別の住民との住民相談とは区別されます。

「各種会議、住民相談会等」及び「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨です。

県政に関係する各種会合、式典（学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等）への議会を代表しての参加が公務災害という公務として認められることとの均衡上、公務として認められているものと同内容の各種会合、式典への出席に要した経費は充当可能とします。

「団体等」の「等」は企業、学校、個人などを含みます。

(7) 携帯電話等使用料について

政務活動に関係のない又は不必要なアプリ等の購入代金又は使用料等並びに携帯電話購入代金等を除外し、2分の1（政務活動による使用分が2分の1に満たないことが明らかな場合は4分の1）に按分して計上します。（携帯電話購入代金等は、購入等を行った年度に備品（リース）として計上することができます。購入代金等が分割またはリース契約となっている場合は、購入等を行った年度以降も経費計上できます。（分割の場合は、購入を行った年度と同一任期中に限る）（14～15 頁参照））
<例>

- | | |
|------------------|------------------------|
| ・基本使用料・・・・・・・・・・ | } 2分の1（または4分の1）に按分して計上 |
| ・パケット料（データ使用料） | |
| ・通話料・・・・・・・・・・ | |
| ・有料コンテンツ使用料・・・ | 政務活動に関係のない又は不必要な場合は除外 |
| ・端末代金・・・・・・・・・・ | 除外（備品として計上可） |

※それぞれの料金に本人以外の使用料が含まれている場合は、2分の1（または4分の1）に按分する前に当該料金を使用量等で按分してください。

なお、明細等により政務活動に係る利用実績が把握できる場合は、2分の1（または4分の1）の按分ではなく、実績の積上げにより計上します。

(8) 自発的な運用基準の厳正化

① 按分に係る基準

施行規程第7条ただし書において、明確な按分根拠が示せない場合は、その支出額の2分の1を支出できるとしていますが、当該支出額に係る政務活動の占める割合が、明らかに2分の1に満たないと思われる場合には、当該支出額の4分の1として支出します。

② 事務所費、事務費、人件費の支出上限設定

事務所費、事務費、人件費の支出については、条例別表において認められているところですが、これらの経費は、本来の政務活動を補完するために必要な経費であることから、これらの経費について、支出上限額を設定しています。

本来、個別に上限額を定めるべきところですが、当面の間、この3つの経費による支出の合計額が、条例第4条各項に規定する政務活動費の額の2分の1を超えて支出することはできないものとします。

※ 上記の支出上限額の考え方は、政務活動費交付金の交付決定に係る期間の（事務所費＋事務費＋人件費）の合計額が条例第4条各項に規定する会派又は議員の政務活動費の額に当該交付決定に係る月数を乗じて得た額の2分の1を超えない範囲とします。

ただし、目安としては条例第4条各項に規定する1月当たりの政務活動費の額の2分の1を超えないこととし、この目安を超える場合はその理由の説明が必要となります。

なお、人件費には親族の雇用を計上することは認められません。

【会派提出意見】

政務活動費の現行制度では、個人分の総額216万円のうち、人件費や事務所家賃など、事務費経費に充てられる上限は2分の1を超えない108万円までと記憶している。この上限（108万円）を見直し、より柔軟に活用できるよう引き上げるべきではないか。

（自由民主党）

事務所費の按分割合2分の1制限の見直し。

（自民党県議団）

③ 人件費計上に必要な提出書類

収支報告書の提出の際に領収書の写しの添付に加え、雇用契約書（参考様式第4）の写しを添付します。

④ 事務所費計上に必要な提出書類

収支報告書の提出の際に領収書の写しの添付に加え、賃貸借契約書の写しを添付します。

※現行ガイドラインに記載はないが、「５ 政務活動費の支出の可否」に関係すると考えられる意見

【会派提出意見】

モバイル端末（ＰＣやタブレット等）への損害保険について計上できるようにして
はどうか

（新政みえ）

【会派提出意見】

文化振興に係る政務活動費の取扱いについて

文化振興に関する政務活動においては、美術館や博物館などの入場料については
計上が認められている側面がある。

一方で、演劇や舞台等の鑑賞に係る入場料については取扱いが明確ではなく、判断
にばらつきが生じる可能性がある。

については、文化振興の観点から、演劇や舞台等の入場料の取扱いについても、政務
活動費の対象として整理・検討すべきである。

（自由民主党）

6 （略）

【その他の意見】

【会派提出意見】

会派分と個人分の区分のあり方の見直しについて

現行制度における会派分と個人分の区分は、実務上その境界が不明確な場面が多く運用の煩雑さを招いている。

特に会派分は、会派ごとの運用ルールのばらつきや返還率の高さから、政務活動費本来の役割を十分に果たせていない状況にある。

また、議員活動は会派と個人が一体的に行われることが多く、現行の区分の必要性については再検討が必要である。

については、実態に即した柔軟かつ効果的な活用が可能となるよう、区分の見直しを行うべきと考える。

(自由民主党)

(参考)

○三重県政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

別表第1 会派に交付する政務活動に要する経費（第2条関係）

経費	内容
調査研究費	会派が行う三重県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2 議員に交付する政務活動に要する経費（第2条関係）

経費	内容
調査研究費	議員が行う三重県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費

会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

【会派提出意見】

国会における「調査研究広報滞在費」と「立法事務費」は、三重県議会における「個人分」「会派分」に相当する制度であり、近年の透明性強化の観点からの改正内容は極めて参考になる。

よって、三重県議会におけるガイドライン見直しにあたり、これら国の最新制度を積極的に調査・研究し、参照すべきである。

（自由民主党）

※国会における調査研究広報滞在費及び立法事務費については、資料3参照

全国都道府県議会議長会事務局「政務活動費の運用に係る考え方」(平成 30 年 12 月) (抜粋)

Ⅲ 政務活動費の対象とするのに適さない例について

◇ 政党活動への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。

例)

- ・ (都道府) 県連(政党等)活動
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 政党組織の事務所の設置維持経費(人件費を含む)
- ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・ 政党の役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費

◇ 選挙活動への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。

例)

- ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等)

◇ 後援会活動への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。

例)

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費

◇ 私的経費への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。

例)

- ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席
- ・ 慶弔餞別費等(病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費)
- ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等)
- ・ 宗教活動(神事、仏事等)
- ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行
- ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

《 経 費 別 》

＜会議費＞

次の経費への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合に係る経費
- ・ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食に係る経費
- ・ 議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席に係る経費
- ・ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食に係る経費

〔例 「公職選挙法」(第 199 条の 2)〕

寄附に該当する経費(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供)

＜事務費・事務所費＞

次の経費への支出は資産形成に資すると見做されるおそれがあるので政務活動費の対象とするのに適さない。

- ・ 自動車購入費
- ・ 事務所購入費
- ・ 事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品
- ・ 政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置

Ⅳ 会費等として支出するのに適さない例について

次の会費または経費は、政務活動費として支出するのは不適當と思われる。

- ・ 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費
- ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等
（例）
町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、
商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等
- ・ 政党（都道府県連）本来の活動に伴う党費、党大会賛助金等
- ・ 議会内の親睦団体（議員野球部、ゴルフ部等）の会費
- ・ 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費
- ・ 宗教団体の会費
- ・ 冠婚葬祭の経費（結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等）

海外政務活動費に関する参考資料

全国都道府県議会議長会事務局「議会職員執務資料シリーズ」No. 475（「政務活動費等の判例と実務～議会と議員の活動をより良く理解するために～」（福岡県議会事務局法務監安武 弘光 氏））（平成 30 年 6 月）（抜粋）

※下線は、事務局が追記

それから、次の政務調査の必要性については、甲府地裁の平成 28 年 11 月 29 日判決（判例 16）は押さえておく必要があります。山梨県議会の事例ですが、富士山展というのがフランスで開催されて、その視察調査が行程の中に入っていたんです。まず、この富士山展への視察というのは、県政課題との関連性が考えられなくもないという程度と評価された上に、他の行程であるクレアでのフランスの地方行政に関する調査やジェットロでの調査で得た情報は、日本国内でも入手可能であったとって県政課題との合理的関連性を否定されてしまいました（本当に国内でも入手可能だったのかなど、クレアやジェットロ訪問の合理性を否定したことについては大いに疑問がありますが）。ここは、非常に注意を要するところです。現地に行かなければだめなんだという必要性、そういう調査をしなきゃいけないし、そのことを立証できないといけないということです。

（略）

次は、「調査研究費」でもっとも争点になることが多い視察調査です。特に海外です。これについては、判例はたくさんあります。スライドの（12）と（13）を見てください。

こういう内容じゃないと、これをしておかないと合理的関連性が認められないとか、逆にこうすれば認められるとか、絶対的な基準はありません。ただ、合理的関連性が認められる方向に働く要素と逆に合理的関連性を疑わせる方向に働く要素があることも事実です。いくつか見てみます。

まず、報告書が作成されているかどうか。人数はどのくらいか、というのがやはり問題になっています。当然、報告書が作成されていれば適法だと判断されやすい、なければ違法だと判断されやすいというのはあります。スライドの（12）には、そういう多くの判例で考慮された要素を列挙しています。それぞれの要素の有無が適法性の推定に寄与するか、違法性の推定に寄与するかは、自ずと分かります。

次にスライドの（13）です。判例を見てみます。大阪地裁の平成 26 年 3 月 26 日（判例 13）は、会派の所属議員のほとんどが参加した視察の経費への充当が争点になった事例です。行程等によって判断が異なり、「移動議員団」と称して会派のほとんどの議員が参加した国内での視察において、視察先に観光名所が含まれていることや視察事業の名称などから会派の親睦旅行の意味合いを併有していた（つまり行程に私的活動が混在していた）ことの疑いが否定できないとして、経費の少なくとも 2 分の 1 は使途基準に違反すると判断されました。一方、総勢 27 名で海外視察を行ったことについては、これだけ多人数で行う必要性に疑問を呈しながらも、所要経費の半額以上を参加議員が負担していることを考慮し、使途基準に反するものとは認められないとしています。

どのように費用負担されているかという要素について、参加議員が一部でも自己負担をしていれば適法だと認められる方向に働きますが、全額、視察費用を政務活動費で賄うというのは、やはり厳しく見られます。さらにこの判例では、視察報告書が作成されていることも当然ながらプラスの要素として考慮されています。

先ほどの「政務調査の必要性」のところで紹介しました甲府地裁平成 28 年 11 月 29 日判決をもう一度見てみます。

海外視察の目的の設定については注意が必要です。知事や議長が公務として、パリで富士山の世界遺産登録に向けアピールするために開催した富士山展レセプションに参加したり、パリ日本文化会館を視察した際に、公式訪問団に参加していない議員が政務活動として同行した事例ですが、その行程・内容は、「それ自体が調査研究活動の目的になりうるものではない」とされ、「一般の観光旅行における見学と同様の態様で富士山展及びパリ日本文化会館を見学したというものにすぎ」ず、「実質的な調査研究がされた形跡はみられない」とされました。

公式訪問としては公益性が認められる内容であっても、「調査研究」の内容としては不十分で合理的なものとはいえないと判断されたようです。友好訪問だけ、交流だけが目的だと見られると、やはりマイナスに作用します。何らかの調査目的の設定と、もちろん一般の観光旅行とは違う視点からの実質的な調査の成果の説明が必要ということなのでしょう。ただ、「政務活動」に改正された現在は、目的の設定内容は、「調査」に限定されず、少し幅広くできるようになったのかもしれませんが。友好交流が県政（市政）と関係し、県民（市民）の福祉の向上に資するものである限り政務活動として行うことも可能だと考えてよさそうです。

ただし、議員派遣による友好交流訪問団に同行し、政務活動として友好交流を目的とした訪問を行う時は、慎重な対応が必要です。仙台地裁の平成 29 年 4 月 12 日の判決。スライドの（14）に内容を載せていますが、こちらは、やはり地方自治法第 100 条 13 項の議員派遣による海外視察団に政務活動で同行した議員について、原告は「同一行程の視察の成果は議員派遣と重複」するから「同行視察そのものが使途基準に合致した政務活動費の支出がされなかったことを推認させる一般的、外形的な事実」であると主張したが、判決はこれを採用せず、まず、議員（議会）派遣制度と政務活動費制度の関係について、「両制度は、法によって併存が認められる」とし、「議会による海外視察の決定が、議案の審査又は県の事務に関する調査等を行って、普通地方公共団体の議会が、議決機関としてその機能を適切に果たせるようにすることを目的としているのに対し、調査研究のための政務活動費の支出は、地方公共団体の議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることを目的としているから、両制度は趣旨においても異なっている。」とした。その上で、重複の問題については、「議員はそれぞれ異なる経験や見識を有しているところ、同一行程の視察を行ったとしても視察の成果が全く同一であるとは考え難い。」と適切に判断しました。仙台地裁ですが、宮城県議会に関する判例で、議員派遣自体がベトナムにおける日本企業等の進出状況や課題に関する具体的な調査を目的としたものでした。

しかし、この判例の論理からすると、友好交流だけが目的の同行訪問の場合、その成果が議員派遣組と異なることをどう説明するかという問題が生じるかもしれません。

【講演時の配付スライド（抜粋）】

（スライド 12）

海外視察調査

○観光旅行と疑われないために

～当該視察と調査研究活動との合理的関連性の有無に関する判断要素

- ・視察目的～友好訪問？
- ・視察目的と整合性のある行程、内容であるか？ 意見交換等が実際に
行われているか？
- ・視察経費について参加議員の自己負担があるか？
- ・一般的な観光名所が含まれているか？
- ・旅費は高額か？
- ・多人数での視察か？ 会派所属議員の多くが参加しているか？
- ・食事代が含まれていないか？

（12）

（スライド 13）

海外視察に関する視点

- ☐ 海外の国・地域との友好交流を目的とした政務活動はありえるか？
→会派又は議員との友好交流の相手は地域？地方議会？ また、議員派遣(公務)の友好訪
問団(レセプション参加)に政務活動費で同行する場合は？(判例16)
→議員派遣の視察調査に政務活動費で同行する場合は？ (H29.4.12仙台地裁)
- ☐ 判例13 報告書の作成、多人数、費用負担のあり方
- ☐ 判例16 視察目的と行程との関連性、一般の観光旅行における視察と異なる
態様での調査実施の有無

（13）

(スライド 14)

政務活動費返還履行請求事件 平成27年(行ウ)第6号 平成29年4月12日 仙台地裁判決

議会派遣による海外視察は、法100条13項に基づく制度であり、調査研究のための政務活動費の支出は、法100条14項及びこれを受けて定められた本件条例2条に基づくものであるから、両制度は、法によって併存が認められており、根拠規定が異なる別個の制度である。

また、議会による海外視察の決定が、議案の審査又は県の事務に関する調査等を行って、普通地方公共団体の議会が、議決機関としてその機能を適切に果たせるようにすることを目的としているのに対し、調査研究のための政務活動費の支出は、地方公共団体の議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることを目的としているから、両制度は趣旨においても異なっている。

原告は、同一行程の視察の成果は派遣議員によりもたらされる又は共有することが容易であるので、同行視察は重複以外の何物でもなく、議会の権能の強化に全く結び付かないと主張するが、議員はそれぞれ異なる経験や見識を有しているところ、同一行程の視察を行ったとしても視察の成果が全く同一であるとは考え難い。

原告は、「同一行程の視察の成果は派遣議員によりもたらされる又は共有することが容易であるので、同行視察は重複以外の何物でもなく、議会の権能の強化に全く結び付かない」と主張するが、議員はそれぞれ異なる経験や見識を有しているところ、同一行程の視察を行ったとしても視察の成果が全く同一であるとは考え難い。

本件同行視察について～

～補助参加人Z1は、～本件派遣議員らとともに、ジェトロホーチミン事務所、NECTーキンベトナム、在ホーチミン日本総領事館、イオンモール・タンフーセラドンを訪問し、日系企業のベトナムへの進出状況や進出に当たっての支援状況、ベトナムで事業展開している日本の中小企業が抱えているビジネス上の諸問題や課題、ベトナムの政治体制や経済体制、水産物の消費性向等を調査した。

また、補助参加人Z1は、商工業及び観光の観点から、NECTーキンベトナムでは人材の活用の仕方を質問し、イオンモール・タンフーセラドンの担当者に対して水産物以外の県産品の販路拡大という観点から、ベトナムの国民がどんなものを好み、どんなものを食べたがっているか、日本のどこに興味を持っているか等を質問しており、ベトナムへの県内企業の進出や県産品の販路開拓等について調査を行ったことが認められる。

(14)

全国都道府県議会議長会事務局「政務活動費の運用に係る考え方」（平成30年12月）（抜粋）

視察経費への支出について

視察経費を政務活動費の対象とする場合、どのような点に留意する必要があるか

考え方	参考となる裁判例
＜視察目的及び活動内容について＞ 当該視察の目的及び活動内容が政務活動との間に合理的関連性を有していれば、政務活動費の対象とすることができる。 ただし、視察が一般的な観光名所の見学を含んでいる等の場合には、特に政務活動との間の合理的関連性に対する疑義が住民等から指摘され得ることから、その合理的関連性について、会派及び会派所属議員が説明できるようにしておく必要がある。 政務調査費の裁判例でも、「(一般的な観光名所の訪問が含まれる視察について) 議員の議会活動やその基礎となる調査研究活動との関連性に疑問が生じ得る」としており、調査研究活動としての必要性や合理性が求められている。	仙台高判 H29. 12. 14（平成29年(行コ)第11号） ・議員の海外視察が県政の課題解決や県政の発展に寄与する有意義な側面を有し、ベトナムとの密接な関係構築が現下の県政の重要課題の一つであることも考慮すれば、議会派遣によるベトナム海外視察と同じ日程で同行して行われた政務活動費による議員の海外視察が、実態において同一の趣旨目的を有していたからといって、法や条例が政務活動費の使途を定めた趣旨に当然に反するなどとはいえない。 ・議会派遣による海外視察に同行した視察への政務活動費の支出であるということは、政務活動費支出の目的や具体的内容に照らし、その必要性ないし合理性が認められるか否かを判断する事情の一つとして考慮され、それにとどまるというべきである。 ・補助参加人が視察目的として述べる海外へのビジネス展開や県産海産物の販路開拓の可能性についての調査は、海外視察の目的として必要性や合理性がないとはいえない。 東京高判 H25. 9. 19(平成25年(行コ)第167号) ・観光・レクリエーション目的の旅行や調査目的が明確ではない海外調査など、客観的にみて、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実に資することに資するものでない行動に要した費用等に政務調査費を用いることは、違法であるというべきである。 大阪地判 H26. 3. 26(平成22年(行ウ)第27、77号) ・各視察の対象には、世界遺産や国立故宫博物院といった一般的な観光名所が含まれており、これらについては、議員の議会活動やその基礎となる調査研究活動との関連性に疑問が生じ得る。

国会における調査研究広報滞在費及び立法事務費について

1. 概要

(1) 調査研究広報滞在費

「国会法」及び「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」に基づき、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うため、国会議員に対して支払われる手当

(2) 立法事務費

「国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律」に基づき、国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費の一部として、各議院における各会派に対して交付されるもの

2. 調査研究広報滞在費に係る近年の制度改革の経緯

令和4年4月

公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のために設けられていた「文書通信交通滞在費」について、その名称を「調査研究広報滞在費」に改め、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給することとするとともに、その支給を原則として日割りとすることを旨とする「国会法」等の改正が行われた。

令和6年12月

調査研究広報滞在費に係る報告書及び領収書等の写しの提出・公開を義務付けるとともに、調査研究広報滞在費の残額の返還について規定する等を旨とする「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」の改正が行われた。

令和7年8月

令和6年12月の改正法が施行されるとともに、「調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開並びに残額の返還に関する規程」が制定され、調査研究広報滞在費の使途の範囲・報告書における支出項目、報告書・領収書等の提出・公開の方法、残額の取扱い等について規定された。(別添概要資料参照)

3. 三重県における政務活動費と調査研究広報滞在費及び立法事務費の比較

	政務活動費（三重県）	調査研究広報滞在費	立法事務費
目的	議員の調査研究その他の活動に資するため	国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うため	国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため
対象	会派及び議員	議員	会派
金額（月額）	（会派分） 15万円×所属議員数 （議員分） 18万円	100万円	65万円×所属議員数
支給方法	月単位で支給	日割り計算で支給	月単位で支給
使途の範囲	調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費（議員分のみ）、事務費、人件費	人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費、交流費、広報紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附、滞在費、その他の経費 ※選挙運動の費用への充当禁止を明記	使途の範囲について規定なし
報告書等の公開	収支報告書及び全ての領収書等の写しを議会図書室で公開 ※収支報告状況、領収書等の写しはインターネットでも公開	・報告書をインターネットで公開 ・領収書等の写しについては、請求に応じて開示される仕組みあり ※領収書等の写しは1万円超の支出について報告書に添付されるが、請求があれば、1万円以下の支出に係る領収書等の写しについても開示可能	報告書等の公開なし
残額の取扱い	返還義務あり	返還義務あり	返還義務なし

調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開並びに 残額の返還に関する規程 概要

第一 使途の範囲・報告書における支出項目

1 使途の範囲

調査研究広報滞在費は、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために必要な費用に充てるものとし、選挙運動の費用に充ててはならないこと。

2 報告書における支出項目（参考⇒3頁）

報告書に記載する項目は次に掲げるとおりとすること。

- (1) 経常経費…①人件費、②光熱水費、③備品・消耗品費、④事務所費
- (2) 議員活動費…⑤交流費、⑥広報紙誌の発行その他の事業費、⑦調査研究費、⑧寄附、⑨滞在費、⑩その他の経費

第二 使途の報告及び公開の在り方（政治資金規正法の収支報告書並びに）

1 報告書の提出・公開

- (1) 調査研究広報滞在費に係る報告書（以下「報告書」という。）は、毎年12月31日現在で、その年における次に掲げる事項を記載し、翌年の5月31日までに、情報通信技術を利用した方法により、その属する議院の議長に提出すること。
 - ① 支給総額
 - ② 支出総額及び報告書の支出項目（第一・2）に応じた支出（1万円超のものに限る。）の支出先・支出目的・支出金額・支出の年月日
 - ③ 残額
- (2) 報告書の様式を定めること。
- (3) 提出を受けた報告書の公開は情報通信技術を利用する方法によるものとし、提出を受けた議院の議長において、提出された年の11月30日までに公開すること。その公開期間は3年間とすること。

2 領収書等の写しの添付・開示

(1) 領収書等の写しの添付

報告書に添付して提出する領収書等の写しは、1万円超の支出に係る領収書等の写しとし、領収書等を徴し難い事情があったときは、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」等を添付すること（「領収書等を徴し難かった支出の明細書」の様式を定めること。）。その際、領収書等は、各議員が保管すること。

(2) 領収書等の写しの開示（政治資金規正法の収支報告書並び）

請求に応じて領収書等の写しを開示する制度を設けること。この場合、

- ① 1万円超の支出については、議長に提出された領収書等の写しを開示
- ② 1万円以下の支出については、開示請求後に議長が議員に提出命令をし、提出があった領収書等の写しを開示

第三 残額の取扱い（返還）

報告書を提出した議員は、当該報告書に記載した残余の額がある場合には、報告書が公開された日から20日以内に当該残余の額に相当する額を返還しなければならないこと。

第四 辞職等の取扱い

- (1) 任期满限、辞職、退職、除名又は衆議院の解散のときには、その日現在で報告書を作成し、5月以内に、その属していた議院の議長に提出すること。このとき、残余の額があれば返還すること。提出を受けた議院の議長は、提出から6月以内に、これを公開すること。

※死亡のときには、これらの義務付けは行わない。

- (2) 任期满限、辞職、退職、除名又は衆議院の解散のときから5月以内に、その属していた議院と同じ議院の議員となった場合については、(1)は適用せず、原則どおり、通年で報告書を作成・提出し、残額を返還すること。

第五 その他

1 資金管理団体への支出の取扱い

国会議員が、その者が代表者である資金管理団体に対し調査研究広報滞在費を寄附（資金移動）した場合には、当該資金管理団体が調査研究広報滞在費を充ててした支出も含めて報告書に記載しなければならないものとする。

2 その他

その他所要の規定を設けること。

報告書への記載項目

(1) 経常経費

① 人 件 費	議員秘書等に支払われる給料、諸手当、各種保険料の類
② 光 熱 水 費	電気、ガス、水道の使用料等
③ 備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、事務所用の自動車等の備品、事務用品、新聞・雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
④ 事 務 所 費	事務所の借料損料、公租公課、各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料等の経費で事務所の維持に通常必要とされるもの

(2) 議員活動費

⑤ 交 流 費	議員活動のために行う交流に要する経費で、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
⑥ 広報紙誌の発行その他の事業費	広報紙誌の発行事業費（広報紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他広報紙誌の発行に要する経費等）、宣伝事業費（遊説費、新聞等の広告料、ポスター等の作成費、宣伝用自動車の購入・維持費等の広報紙誌以外の政策の普及宣伝の経費）その他の諸事業に要する経費
⑦ 調査研究費	議員活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、議員連盟会費、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
⑧ 寄 附	資金管理団体への寄附（資金移動）、議員活動に関する寄附の類
⑨ 滞 在 費	議員活動を行うための滞在に要する経費で、例えば、議員宿舍の宿舍費、議員・秘書等の宿泊費、旅費・交通費、その他の諸雑費の類
⑩ その他の経費	その他上記以外の議員活動に要する経費